

# 茨城県報

第三千三百七十号

## 訓令

茨城県訓令第四十七号

総合開発審議室

総務部  
民生部  
經濟部  
農林部  
土木部  
農地部

小貝川総合開発対策本部規程を次のように定める。

昭和二十七年十一月二十一日

茨城県知事 友末洋治

小貝川総合開発対策本部規程

**第一条** 小貝川河口付替事業の推進に協力し、これに伴う各種事業の円滑な運営を図るため、臨時に小貝川総合開発対策本部（以下「対策本部」という。）を設ける。

**第二条** 対策本部に左の班を置く。

庶務班  
土木班  
農地班  
民生班  
調査班

**第三条** 対策本部に対策本部長、班に班長を置く。

2 対策本部長は知事をもつて充て、対策本部を統轄する。

3 庶務班長は総務部長を、土木班長は土木部長を、農地班長は農地部長を、民生班長は民生部長を、調査班長は専任の総合開発審議室主査をもつて充て、それぞれ対策本部長の指揮を受けてその事務を処理する。

**第四条** 各班の分掌事務は、左表上欄のとおりとし、下欄に掲げる各課室において、それぞれその事務を分掌するものとする。

庶務班

一 弘報に関すること。弘報課

二 民情及び世論調査に関すること。地方課

三 地方事務所及びその他の官公署との連絡に関すること。地方課

四 予算の措置に関すること。議事課

五 異議申立、訴願及び訴訟に関すること。文書課

六 見舞金の提出及び保管に関すること。食糧課  
地方課  
出納局

土木班

一 対策本部の事務の総括に関すること。監理課

二 見舞金に関する総括的事務に関すること。監理課

三 土地立入調査及び測量に関すること。監理課

四 建設省との連絡に関すること。河港課

五 小貝川総合開発委員会に関すること。河港課

六 道路に関すること。道路課

七 上下水道に関すること。道路課

八 都市計画に関すること。都市計画課

九 住宅に関すること。建築課

農地班

一 農地調整に関すること。農地課

二 入植に関すること。開拓課

三 土地改良対策に関すること。開拓課

四 農業水利及び農業土木に関すること。耕地課

民生班

一 生業轉換及びその他住民の厚生対策に関すること。厚生課

二 商工対策に関すること。商工課

三 農業対策に関すること。農政課

四 職業あつ旋に関すること。職業安定課

調査班

一 見舞金算定基礎調査及び算定基準の策定に関すること。

二 小貝川河口付替を中心とした総合開発計画の策定に関すること。総合開発審議室

**第五条** 各班の事務を分掌する各課の課長及び課員は、班長の命を受けてその事務に従事する。

## 告示

茨城県告示第九百十六号

左記の者は建設業法第八条第一項により建設業者登録簿に登録した。

昭和二十七年十一月二十一日

茨城県知事 友末洋治

## 記

| 登録番号   | 主な営業所の所在地        | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 登録年月日 |
|--------|------------------|--------|-------|-------|
| (ろ)四〇四 | 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲三六三 | 幸田材木店  | 幸田倉雄  | 二七、八七 |

|    |             |       |      |        |
|----|-------------|-------|------|--------|
| 〇七 | 那珂郡野口村大字門井聖 | 長山工務店 | 長山重三 | 七、八、七  |
| 〇八 | 水戸市松本町三〇四〇  | 成瀬工務店 | 成瀬正成 | 七、二、三〇 |

茨城県告示第九百十七号

昭和二十七年九月五日附申請の新治郡懸瀬川左岸土地改良区の設立は適當と決定したので土地改良法第八條第四項により關係書類を左記のとおり縦覽に供する。

昭和二十七年十一月二十一日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 縦覽に供する書類

1 懸瀬川左岸土地改良区事業計畫書(写)

2 土地改良区の定款(写)

二 縦覽期間

昭和二十七年十一月二十五日から

昭和二十七年十二月十五日まで 二十一日間

三 縦覽場所

新治郡石岡町、高浜町の各役場

茨城県告示第九百十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六條の規定に基き左記のとおり牛の結核病の検査を受けることを命ずる。

昭和二十七年十一月二十一日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範圍

乳牛及び同居するその他の牛

三 実施する区域及び期日

| 期 | 注射日     | 決定日     | 検査場所            | 率付   |
|---|---------|---------|-----------------|------|
|   | 十一月二十四日 | 十一月二十七日 | 竹原村<br>濁崎<br>清方 | 竹原村  |
|   | 十一月二十五日 | 十一月二十八日 | 堅倉村<br>牛乳処理場方   | 堅倉村  |
|   | 十一月二十六日 | 十一月二十九日 | 上野合村<br>鳥羽田孝一方  | 上野合村 |
|   | 十二月一日   | 十二月四日   | 白河村<br>伊藤勇一方    | 白河村  |
|   | 十二月二日   | 十二月五日   | 橘村<br>額賀孝方      | 橘村   |
|   | 十二月三日   | 十二月六日   | 小川町<br>高木信之介方   | 小川町  |
|   | 十二月八日   | 十二月十一日  | 大谷村<br>久野新市方    | 大谷村  |
|   | 十二月九日   | 十二月十二日  | 徳宿村<br>木村良之助方   | 徳宿村  |
|   | 十二月十日   | 十二月十三日  | 巴村<br>新堀正孝方     | 巴村   |
|   | 十二月十五日  | 十二月十八日  | 新宮村<br>鬼沢賢方     | 新宮村  |
|   | 十二月十六日  | 十二月十九日  | 上島村<br>照山忠治方    | 上島村  |
|   | 十二月十七日  | 十二月二十日  | 鉾田町<br>栗原牧場方    | 鉾田町  |
|   | 十二月二十二日 | 十二月二十五日 | 武田村<br>内田岩夫方    | 武田村  |
|   |         |         | 津澄村<br>原修一方     | 津澄村  |

|                                                 |         |                |
|-------------------------------------------------|---------|----------------|
| 十二月二十三日                                         | 十二月二十六日 | 秋津村<br>長峯 富次郎方 |
| 一月九日                                            | 一月十二日   | 鹿島町<br>役場      |
| 一月十日                                            | 一月十三日   | 八代村<br>役場      |
| 四 検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法<br>ツベルクリン皮内注射により七十二時間後判定 |         |                |

各種委員会告示

茨城県教育委員会告示第五十一号

茨城県教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

昭和二十七年十一月二十一日

茨城県教育委員会

委員長 鈴木 春吉

記

一 招集日時 昭和二十七年十一月二十一日午前十時

二 招集場所 県教育庁

三 議案

(一) 昭和二十八年年度教育費予算原案

(二) 昭和二十八年年度茨城県公立高等学校進学学力検査実施要項並びに昭和二十八年年度検査中央委員会委嘱について

(三) 給与条例について

(四) 茨城県地方産業教育審議会委員委嘱について

雑報

行旅死亡人周知方

左記各県から行旅死亡人周知方依頼があつたので心当りの向はそれぞれ当該取扱市町村長あて直接照会されたい。

昭和二十七年十一月二十一日

茨城県民生部長

記

一 大分県玖珠郡八幡村長取扱

一 本籍、住所、氏名

一 不詳

一 性別、年令

一 男、四十五、六才(推定)

一 相貌

一 身長五尺二寸、中肉、色黒く長髪七分三、目小、角顔、首太く、下顎に一才の傷跡、足十文半位

一 着衣

一 白ランニングシャツ、禪、黒茶ズボン、赤皮バンド、茶色靴下、チョコ

レイト色靴

死因

一 耶馬溪麗谷の溪谷中にて眺望中酒氣により誤つて川中に墜落死の如し、飲酒の跡あり

一 日時及場所

一 大分県玖珠郡八幡村大字太田麗谷溪谷中、昭和二十七年八月十一日午後六時発見

所持品

一 白カッターシャツ、布製手提鞆、毛糸胸巻、ネクタイ、禪、タオル、毛糸袋、古靴下、風呂敷、ワイシャツ、袖バンド二個、眼鏡、煙草ケース、煙草光、石けん(使用中のもの)扇

一 櫛、齒磨粉、歯ブラシ、靴ベラ、マツチ、羊かん二個、絵葉書四枚、壁掛鏡、靴墨、養命酒空瓶、サイダー

一 空瓶、盃、懐中時計用鎖、財布、現金老万四百拾五円

処置

一 大分県玖珠郡八幡村大字太田志津里墓地に土葬する

記

一 大分県玖珠郡八幡村長取扱

一 本籍、住所、氏名

一 不詳

一 性別、年令

一 男、二十七、八才位(着衣に依る推定)

相貌

一 頭及足は殆んど白骨にして不明、身長約五尺五寸

一 着衣

一 紺背広、薄空色ズボン、紺赤模様ネクタイ、チョコレイト色靴(片方)

死因

緘死

所持品

一 別府世界館入場券(映画)続二枚死亡の日時

一 昭和二十七年五、六月頃(推定)

一 死亡の場所及び発見日時

一 大分県玖珠郡八幡村大字太田麗谷番地不詳の溪谷中、昭和二十七年八月十五日午後六時発見

処置

一 大分県玖珠郡八幡村大字太田字峯山有無縁墓地に仮埋葬しあり

記

一 大分県南海部郡直川村長取扱

一 本籍地

一 宮崎県(以下不明)通称(本人の言)氏名、年令

一 (通称林田光次(女)推定年令二十九才位)

一 人相及特徴

一 身長四尺八寸、顔丸い、頭一分刈、中肉型で常時男装(轢死後女と判明)帽子(登山帽)タオル白一枚(無名)

上衣国防色の仕立なおしのジャンパー、白ランニング、白開襟シャツ(半袖)一、ズボンは霜降の半ズボン、白のズロース一、履物地下タビ九文七分

発見日時、場所

昭和二十七年八月三十一日午前五時三〇分頃、大分県南海部郡直川村大字上直見神の原駅より北々一軒の地点(鉄道線路上)

死

死 因

死 因

死 因

大分県南海部郡直川村大字上直見字

蘭共同墓地に仮埋葬す

其の他

横死人は本村に於て土建業の人夫として約一年半程従事したことあり此の間男装にて働き女であるとは知らない位い、尙本人は轉出証明を所持せずため本籍地等は不明、ただ自称には宮崎県都城といつていたのみ本村で土建に従事していた期間は昭和二十五年一月から二十六年五月中旬まで

記

大分県大分市長取扱

本籍、住所、氏名

不詳

性別、年令

女子、四十五才位  
人相、特徴  
顔面腐敗し不明、右手掌(タコ)を有す

着 衣

黒チリメンカンタン服一、白木綿シミーズ一、白木綿腰巻一、黒木綿ズロース一

遺留品

現金參百拾円(百円札式枚、五拾円札壹枚、拾円札五枚、五円貨式枚)

死 因

死 因

死 因

死 因

大分市警察署西大分分署より身柄引取り上野共同墓地に仮埋葬す

記

愛知県豊橋市長取扱

本籍、住所、氏名

不詳

性別、年令

男、二十六、七才

死亡年月日、場所

昭和二十七年九月二日午前二時三十八分頃、豊橋市菰口町地内東海道本線東豊田踏切南寄線路内

人相、特徴

丈五尺一、二寸位、中肉より稍々肥え、頭髮丸刈で五分位に伸びる、眉毛濃く鼻高、面長で頬こけ、色普通

虫歯はない、下歯第一大臼歯が左右共に抜けてない。  
着衣、所持金品

古い白木綿地に浅黄色の細い木葉模様の浴衣、古い木綿風呂敷一枚、古手拭一筋、古ズボン一着、古下駄一足、古白木綿シャツ一枚

死 因

死 因

死 因

死 因

死 因

市営墓地に仮埋葬。

記

愛知県東春日井郡守山町長取扱

本籍、住所、氏名

不詳

年令及性別

推定二〇才位、男

死亡年月日及び死亡場所

昭和二十七年九月七日午前八時四十分頃中津川行八二一列車が通過の際庄内川中央線橋南踏切より三十米位南線路上に横死体あるを発見、右引取人なきためとりあえず守山町大字守山誓願寺墓地に仮埋葬す。

人相及び着衣

身長五尺二寸位、体格中肉中背、淫部の毛は少い、足は少さく十文位、足の毛は少さい。丸顔頭髮長い(稍々薄い)鼻は低目、ノッペリとしている。丸首木綿アンダーシャツ(白

色中古) 白木綿ブロードカッターシャツ(中古) 但し襟(フーイータ)と洗濯屋の入れたネームあり。マンドリン印(ローマ字) 茶色毛ズボン(中古) 紺色靴下、茶色の皮革(中古) 但し銀メッキの分はバスクが付いている。白木綿パンツ(中古) 但し①鳩の印あり白ズツク靴(中古)

(福)印

所持品

ムラサキ色人絹縞の風呂敷(中古) ウイスキー瓶トリス、但し附近に散乱していたもので本人の所持品か否かは推定は出来ない。白塵紙若干。